

○議事日程（令和7年9月19日最終日）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会運営委員会の報告
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 認定第1号 令和6年度養老町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第2号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第3号 令和6年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第4号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第5号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第6号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第7号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第8号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第9号 令和6年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第13 認定第10号 令和6年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第14 議案第48号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第49号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第50号 養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第51号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第52号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第53号 養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第54号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議について
- 日程第21 議案第55号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等

に関する協議について

- 日程第22 議案第56号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 日程第23 議案第57号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第24 議案第58号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第59号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第60号 契約（高田中学校体育館空調設備設置工事）の締結について
- 日程第27 議案第61号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第28 発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 早崎百合子

○出席議員

1番	佐野伸也	2番	大橋みち子
3番	西脇康	4番	清水由美子
5番	北倉義博	6番	岩永義仁
7番	吉田太郎	8番	早崎百合子
9番	野村永一	10番	松永民夫
11番	水谷久美子		

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	川地憲元	副町長	田中一也
教育長	早崎京子	総務部長	川口智也
総務部総務課長	無藤宣宏	総務部企画財政課長	中島和哉
総務部税務課長	永嶺早苗	住民福祉部長	近藤真由美
住民福祉部 住民環境課長	吉村和人	住民福祉部 健康福祉課長	伊藤めぐみ
住民福祉部 子ども課長	香川明美	産業建設部長	竹中修
産業建設部技術参事兼 建設課長	近藤晴彦	産業建設部 産業観光課長	杉野雄士

産業建設部 水道課長	加納康宏	会計管理者兼 会計課長	若山実穂
教育委員会 事務局長	中島恵美	教育委員会 教育総務課長	尾前真理
教育委員会 生涯学習課長	徳本弘基	消 防 長	大倉 巧
消防総務課長	三輪正俊	消 防 課 長	玉井洋祐

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	高橋正人	議会事務局書記	國枝利法
--------	------	---------	------

(開議時間 午前9時30分)

○議長(早崎百合子君) おはようございます。

令和7年第3回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部の各位には御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。私が前段を読み上げますので、後段御唱和をお願いいたします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(早崎百合子君) ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

なお、インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場1階ロビーのモニターでも放送いたします。

このほか、本定例会において上着の着用を自由としておりますので、暑い方については上着を脱いでいただいて結構です。

ただいまから令和7年第3回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(早崎百合子君) それでは、日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定によって、1番 佐野伸也君、2番 大橋みち子君。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第2、議会運営委員会の報告を行います。

9月18日、議会運営委員会が開催され、本定例会最終日の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 西脇康君。

○議会運営委員長(西脇 康君) 議会運営委員会報告をさせていただきます。

去る9月18日午前9時より、委員及び議長並びに執行部の出席の下に開会いたしました。

協議事項は、第3回養老町議会定例会最終日の日程についてであります。

日程につきましては、会議録署名議員の氏名、議会運営委員会の報告、諸般の報告を順次行い、その後、議会初日に上程された議案の審議が終了した後に、日程第26、契約(高田中学校体育館空調設備設置工事)の締結について及び日程第27、令和7年度養老町一般会計補正予算(第7号)を議案として上程することと決定いたしました。

次に、審議方法につきましては、議事日程の日程第26、契約(高田中学校体育館空調設備設置工事)の締結について及び日程第27、令和7年度養老町一般会計補正予算(第7号)は、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行うこと。以上のおり決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に常任委員会、決算特別委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。

詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第4、認定第1号 令和6年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第13、認定第10号 令和6年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についてまでの10議案を一括議題として上程いたします。

この10議案は、決算特別委員会に審査を付託してありますので、ここで委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員会委員長 清水由美子君。

○決算特別委員長（清水由美子君） 決算特別委員会の報告をいたします。

去る9月11、12日の両日において決算特別委員会を開会し、今定例会で付託を受けました令和6年度一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定等10件について審査した結果を報告いたします。

本委員会は、地方自治法第98条第1項の規定による議会の検査権に基づき、各種の証拠書類など資料の提出を求め、議会において決定された予算が適正に、そして効率的に執行されたか等を審査し、その結果を今後の予算編成や行政執行に生かされるよう努めていただくために行いました。

審査の経過並びに審査の観点は次のとおりであります。

歳入においては、収納率向上を目指してこれまで努力されていますが、町税の当初予算と収入済額との比較、町税及び使用料等の不納欠損額とその理由及び収入未済額とその対処策についての確認審査を主に行いました。また、歳出につきましては、当初予算額に対する補正予算額と支出済額との比較、不用額の妥当性等の確認審査を主な観点といたしました。

最初に、認定第1号 令和6年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

まず歳出についてですが、西南濃町村議会議長会の視察研修の在り方についての見解はの問いに対しては、令和5年から4年間は地域防災をテーマとして視察研修を実施されていると伺っている。東日本大震災の復興状況などを視察されており、防災意識の高

場につながる内容であったと考えているという回答でありました。

なお、町民から誤解を受けることがないように研修であるよう、西南濃町村議会事務局と連携を取って実施していただきたいと要望がありました。

次に、ふるさと納税推進事業費について多くの不用額が出ている理由はの問いに対しては、寄附額が見込みより大きく下回ったため、新たなポータルサイトを追加するなどふるさと納税の充実を進めていたが、物価高騰などにより寄附者のニーズが変化したことが要因と考えられるという回答でありました。

次に、敬老会事業の今後の見通しについての見解はの問いに対しては、令和8年度は社会福祉協議会の各支部ごとに開催されるが、それ以降については開催が困難であるという意見も伺っているので、今後各支部長と町とで議論を重ね、地域の状況も加味しながら検討していきたい。現状では、令和9年度以降の開催方法は未定という回答でありました。

なお、支部長の意見だけではなく、参加される高齢者の方々への周知や意見聴取もお願いしながら検討していただきたいとの要望がありました。

次に、地方改善費の不用額が多い理由はとの問いに対しては、福寿荘売却に係る国庫補助金負担金返還額の未執行額252万4,000円、宮の森公園中央グラウンド整備費の工事内容見直しによる未執行額123万2,000円によるものという回答でありました。

次に、児童福祉費、子ども家庭総合支援拠点事業の不用額の要因はの問いに対しては、こども家庭センター事業において会計年度任用職員を雇用する予算を計上していたが、募集に対し申込みがなく雇用に至らなかったことから、報酬、手当等の予算が未執行となったためという回答でありました。

なお、社会福祉士などは高等資格であり、会計年度任用職員の給与水準で人材確保するのは難しいと思うので、給与面などの待遇面など常に見直しながらい進めていただきたいとの要望がありました。

次に、県営ため池防災対策事業負担金について発生した不用額の内容と理由はの問いに対しては、有尾地区と大場地区の事業を実施しており、有尾地区は昨年度で工事が完了し、その精算に伴い県からの負担金が2,500万円減額となったもので、大場地区からは県の事業費自体が約500万円減額となったことに伴い、町支出も合計3,500万円ほど減額となったという回答でありました。

次に、淡水魚増殖事業助成金の内容はの問いに対しては、牧田川漁業組合及び養老漁業組合に対して補助金を交付しており、組合から事業内容を添えた補助金申請が提出され、補助要件に適合される部分に対して補助金を交付しているという回答でありました。

なお、この補助金を通して釣り客が増大し、交流人口の拡大につなげていくことも視野に入れながら、在り方を検討してほしいとの要望がありました。

次に、三滝整備事業の進捗状況はの問いに対しては、まぐさの滝は県の治山工事が完

了したが、一部大雨により落石があったことが判明し、復旧工事が新たに必要となったので、その実施について県と調整していくという回答でありました。

次に、物件調査補償額算定業務について、契約変更により約1,200万円増額されているが、その理由はの問いに対しては、機械一つ一つを確認しないと正確な補償算定が困難であることが判明し、当初の仕様書記載の機械数量より大幅に増やす必要が生じたことから、やむを得ず契約変更をしたものという回答でありました。

なお、当初からしっかり精査していただきたいとの要望がありました。

次に、東海自然歩道及び養老山頂登山道維持管理費について、完成したアセビ平ウッドテラスの維持管理費はの問いに対しては、維持管理費は現状発生していない。登山道で土砂崩れなど発生した場合はその都度対応するという回答でした。

次に、養老P a yについて、プレミアム商品券事業以外の利用率が低いと考えるが、見解はの問いに対しては、養老P a y地域商品券の電子版は、国の交付金を活用して、コロナ禍における住民や事業者への支援という形でスタートし、これまで1億円ほど利用してもらっている。利用価値があったものと考えている。それ以外の部分についてはまだまだ利用が少ない状況であるので、今後様々な利用促進に向けた取組を進めていきたいという回答でした。

次に、プレミアム商品券について、紙と電子版の発行バランスについてどう考えているのかの問いに対しては、当初は電子版3割、紙版7割の利用率であったが、現在は逆に電子版7割、紙版3割の利用率となっている。電子版利用者のうち高齢者の利用割合が約4割であり、決して高齢者の利用率が少ないというわけではないと認識している。ただ、電子版が使いづらいという声があるのは事実であるので、利用促進のためのシステム改修など必要に応じて実施していきたいという回答でありました。

なお、どうしても電子版を利用できないという方がいることをしっかり認識し、考慮した上で事業を展開していただきたいとの要望がありました。

次に、YOROfficeの利用状況はの問いに対しては、今年度は2事業者から利用の申出があった。新たな利用者増進に向けた取組を7月、9月に実施しており、今後も様々な取組を実施していきたいという回答でありました。

次に、県単工事及び関連事業負担金で、当初予算が2,340万円のうち約1,700万円の不用額が発生した理由はの問いに対しては、県が行う町内の県道工事の町の負担金であるが、当初県が提示された工事量よりも実績が少なかったため、町が負担する金額が減り、不用額が発生したものという回答でありました。

次に、県、町管理の堤防の草刈りの現状は、また今後地域での草刈りが困難となる場合の町の対応はの問いに対しては、県管理の1級河川ののり面の除草の地域への委託件数は26件、委託金額約871万円、町管理の準用河川等の除草は地域への委託件数6件、委託金額は約330万円、シルバー人材センターへの委託件数5件、委託金額は約247万円。

地域によっては難しいとの声もいただいているが、何とかお願いしてやっていただいているのが現状。地元の意向も踏まえ、町の要望もお願いしながら協議して進めていきたいという回答でありました。

なお、多面的機能支払交付金事業や土地改良の負担金を活用して実施することについて、町と地域で協議、検討いただきたいとの要望がありました。

次に、令和6年度救急搬送の状況はの問いに対しては、救急搬送件数は1,790件で、5年度比較81件増、年々増加傾向にあるという回答でありました。

次に、災害対策事業費の不用額約460万円が発生した理由はの問いに対しては、能登半島地震被災地派遣が年度途中で派遣要請がなくなったこと及び地域防災計画の修正量が見込みより少なかったこと並びに大坪備蓄倉庫建設の入札差金が発生したことなどという回答でありました。

次に、中学校休日部活の地域移行に関して、令和6年度の部活動の実績及び参加率、保護者の負担額、指導者の確保の現状は、また現状の課題とその解決に向けた取組内容はの問いに対しては、高田中は12部活動のうち7部活、東部中は9部活動のうち6部活が地域移行している。保護者負担は、令和6年度は県補助金を活用し、1年生3,000円、2・3年生4,000円を負担していただいた。指導者報酬は1回につき1,500円。部活動参加率は、高田中77%の232人、東部中80.1%の270人が参加している。地域移行の一番の課題は指導者の確保と考えており、小学校教諭の中で希望する教員に声をかけるなどして確保していきたい。学校と子供のつながりを大切にしつつ、地域の意見も聞きながら進めていくという回答でありました。

次に、部活動に参加していない生徒の余暇の過ごし方などに対する取組はあるのかの問いに対しては、帰宅後の過ごし方などのアンケート調査を実施し、生徒たちの意見も聞きながら取り組んでいきたいという回答でありました。

なお、生徒が安心して楽しいライフワークとなるよう、きめ細やかな配慮をお願いしたいという要望がありました。

次に、留守家庭児童教室の利用状況は、また指導員の確保は十分かの問いに対しては、令和6年度通常利用者は180人で、夏休みのみの利用者は129人、利用者は年々増加しているが、何とかぎりぎりの人数の指導員を確保しているという回答でありました。

次に、郷土資料館の利用状況はの問いに対しては、通常は開館しておらず、見学の申出があったときに職員が資料館を開けて館内を見ていただいております、年に10件ほど申出がある。今後は、象鼻山古墳群が岐阜県史跡の指定を受けたことを踏まえ、これをテーマに企画展を開催したいと考えているという回答でありました。

なお、本町は歴史的な様々な文化財があるので、企画展などを通じてしっかり活用を願いたいという要望がありました。

次に、公債費として10億1,000万円ほど支出されており、監査委員の決算審査意見書

においても多額であると指摘されているが見解はの問いに対しては、平成20年度に借入れを行ったし尿処理施設整備事業債償還終了などにより、令和5年度決算額と比較して約1,250万円減少しているが、普通会計上の構成比としては8.6%を占めており、令和5年度ベースの類似団体の平均値7.1%と比較しても、いまだやや高い傾向にあると認識している。ただ、地方債には財源措置のある起債メニューの活用といった財政的に有利な側面もあるので、引き続き慎重に検討していきながら、公債費の抑制に努めていくという回答でありました。

続いて、歳入についてですが、不納欠損及び差押えに対する考え方はの問いに対しては、不納欠損の要因は、滞納者に支払う資力がなかったことや差押えする財産がなかったことによるもので、不納欠損とならないよう預金調査や財産調査などを行い、差押えができるものは実施している。令和6年度の差押え件数は52件、うち換価件数45件、金額334万7,772円。主に預貯金が多くを占めているが、昨年度は売掛金や不動産の差押えを実施した。うち不動産については1件、換価金額120万2,700円という回答でありました。

なお、差押えなどを積極的に実施し、公平公正な税の徴収に努めていただきたいという要望がありました。

次に、ふるさと納税寄附金がピークと比べて減少しているが、9月までに中間業者のポイント付与が廃止されることも踏まえ、今後の在り方をどう考えるかの問いに対しては、近年は物価高の影響を受け、肉の寄附額が下がってきているので、肉を小分けする工夫やひょうたんなど肉以外の町特産物などを取り入れるなどして財源確保に取り組んでいる。ポイント付与がなくなるのは全国一律の問題であるので、本町だけが寄附額が下がることはないと考えているが、9月の寄附集中時になるべく多く寄附をいただけるような方策を実施しているという回答でありました。

なお、体験型ふるさと納税を先進地の事例を調査・研究して数多く取り入れていただきたいという要望がありました。

次に、国・県に補助金を交付申請して不採択になった事業は、また年度途中で交付申請して採択された事業はの問いに対しては、不採択となった事業は2事業で、総事業費147万3,000円のうち、補助申請額は86万1,000円、年度途中で採択された事業は19事業で、総事業費2億4,613万1,412円のうち、補助額は1億9,252万8,945円が採択されたという回答でありました。

なお、一般財源の負担を減らせるよう、国・県補助メニューをできる限り活用してほしいという要望がありました。

次に、特別会計について御報告いたします。

認定第2号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

令和6年度特定健診受診率は県の目標数値と比較してどうかの問いに対しては、速報値で38.7%、県の目標値は60%という回答でありました。

次に、1人当たりの療養給付金の伸び率の現状は、現時点での医療費の現状はの問いに対しては、令和4年度1人1回当たり3万2,434円、令和5年度3万2,434円、令和6年度3万2,434円、令和7年度は年度途中として3万5,646円という回答でありました。

次に、保険税の納入について、収入未済額も含め滞納も結構あるが、納税相談に来られたときの各課の連携はの問いに対しては、生活状況の確認等、資格管理部署と納税相談部署と連携しながら対応しているという回答でありました。

なお、納税者に寄り添った形で対応していただきたいという要望がありました。

マイナ保険証に代わり短期証が廃止されたことに伴う滞納者への対応はの問いに対しては、国の通知により、諸手続を踏まえ、1年以上滞納のある方を特別療養費の対象としているが、特別療養費になる前に通知し、期間を設け、生活状況などの弁明の機会を設けている。特別療養費の場合、医療費支払いは一旦全額自己負担となるという回答でありました。

次に、外国人滞納者に対する対応はの問いに対しては、滞納となった時点で財産等の調査を行い、差押えできる財産などがあれば差押えを行っている。また、出国した外国人に対しては年金脱退一時金の調査を継続しており、18件実施したが、換価には至っていない。多くの外国人は国保脱退の手続をしないまま出国し、滞納となることが多いため、窓口等で脱退手続の必要性について周知していきたいという回答でありました。

なお、政府が入管や自治体と連携する形で事前に徴収できる制度を検討しているので、制度導入時は速やかに対応できるよう準備していただきたいという要望がありました。

次に、認定第3号 令和6年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

西部第1ポンプ場の解体時期はいつ頃を予定しているか、また更地とした後の跡地利用はどのように考えているかの問いに対しては、10月初めに解体前の現場調査を実施し、その後設計を行い進めていく。解体に着手して3か月程度で終了すると見込んでいる。現在は町有地を借地契約して利用しており、解体後、更地にして町へ返還し、その後、用途については今後検討されるという回答でありました。

簡易水道から上水道に切り替える際に水圧が上がり漏水が発生する可能性があるとの説明を受けていたが、漏水の報告はあったかの問いに対しては、令和6年度に2件発生したという回答でありました。

収入未済額が1,100万7,720円あるが、この対象件数と全額徴収へ向けてどのように整理していくか、また簡易水道特別会計の廃止をどのように考えているかの問いに対しては、収入未済件数は6,600件、西部簡易水道は組合運営であり、これまで不納欠損を行っていないので、死亡や居所不明の分も含まれている。西部簡易水道組合総代会におい

て内容を精査し、滞納整理を実施する。来年度は、消費税の処理などの残務処理を行い、令和8年度に会計閉鎖するよう進めていく。残った債権については、西部簡易水道組合総代会において債権放棄を行う方向で進めているという回答でありました。

次に、認定第4号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

令和6年度の大規模修繕及び備品購入の内容は、また現在の施設の全体的な状況はの問いに対して、工事請負費で高圧受変電設備改修工事として、キュービクル内のトランスや高圧遮断機器等を更新し、工事請負費約820万円、備品購入として大動物胃袋洗浄機を更新し、購入費約570万円。老朽化に伴い、常に何らかの設備が故障する可能性があり、その都度修繕等を行いながら進めるという回答でありました。

なお、事故等がないよう、最低限必要なところは早急に修繕していただくよう、注意深く見守っていただきたいという要望がありました。

次に、認定第5号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての主な論点は次のとおりです。

令和6年度の実績はの問いに対しては、令和6年度未納件数は22件であり、納付いただくようお願いしている。債権があるので事業の支出もあり、当面残るものと考えているという回答でありました。

次に、認定第6号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、主な論点は次のとおりです。

介護認定は、申請から認定まで30日間は標準の処理期間であるが、少し遅れる場合があると聞き及んでいるが、状況はの問いに対しては、認定審査には認定調査と医師の意見書が必要となるが、意見書の提出が遅れる場合もあり、その際には認定まで時間を要する場合があるという回答でした。

次に、認定審査会では毎回何件くらいの審査を実施しているのか、また審査結果に対する不服申立ての件数はの問いに対しては、毎週木曜日約30件から40件の審査を実施している。審査結果に関する電話等の相談はあるが、不服申立てまでには至っていないという回答でありました。

次に、特別徴収と普通徴収の割合は、また滞納者に対するサービス利用やサービスの制限はの問いに対しては、特別徴収90.85%、普通徴収9.15%、滞納者には分納誓約をお願いするとともに、利用者負担が一旦全額負担となることや利用者負担が1割から3割へ引き上げられたり、高額介護サービスなどの支給を受けられなくなることなどを説明しているという回答でありました。

次に、認定第7号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに關しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、認定第8号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ

いての主な論点は次のとおりです。

被保険者数と特別徴収、普通徴収の割合はの問いに対しては、令和6年度被保険者数5,090人、特別徴収75.19%、普通徴収24.8%という回答でありました。

次に、滞納者数と滞納者への対応はの問いに対しては、後期高齢者医療広域連合により納付のお願いと納付相談の勧奨を送付している。現在滞納者に対して給付制限などは行われていないという回答でありました。

次に、認定第9号 令和6年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての主な論点は次のとおりです。

不納欠損が223万5,000円ほど発生しているが、その内容はの問いに対しては、死亡や居所不明等により回収ができず時効を迎えたものについて不納欠損を行ったという回答でありました。

次に、市債権の残高と市債権の処理で3年分648万処理されているが、その内容はの問いに対しては、平成19年から令和元年度まで185人分、2,804件、1,395万6,723円。債権放棄の件数と金額は204人分、1,294件、648万2,247円という回答でありました。

次に、昨年度給水停止したのは何件か、また給水停止の条件と期間はの問いに対しては、令和6年度は催告状251件を送付し、うち7件の給水停止を行った。納付催告を行い、それでも来庁や連絡がない場合は給水停止措置を行うもの。窓口へ来て納付いただくか、納税相談を実施した上で給水停止を解除しているという回答でありました。

次に、管路の耐震化をどのように考えているかの問いに対しては、古い管路や漏水が多発している箇所などを調査しながら順次布設替えを行っていききたいという回答でありました。

次に、認定第10号 令和6年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての主な論点は次のとおりです。

令和6年度の経費回収率はの問いに対しては、69.29%という回答でありました。

次に、使用料の値上げに関する見解はの問いに対しては、単年決算を見ると大変厳しい状況が見えてくる。審議会において使用料を1.51倍に引き上げることが妥当であると議論いただいております、受益者負担の原則もあるが、初めから1.51倍にするのではなく、段階的な引上げについての論議は必要だと考えている。それを視野に入れながら、合併浄化槽の地域においても、物価高騰により維持管理費用が上がる可能性もあることを鑑み、総体的に判断したいという回答でありました。

以上、審査に付された一般会計、特別会計及び事業会計の歳入歳出決算認定等10件については、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により、それぞれ原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員会の報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 決算特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより決算特別委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外議員の審査の経過及び結果についての質疑といたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより順次討論及び採決を行います。

最初に、日程第4、認定第1号 令和6年度養老町一般会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第2号 令和6年度養老町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第3号 令和6年度養老町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第7、認定第4号 令和6年度養老町立食肉事業センター特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第8、認定第5号 令和6年度養老町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第9、認定第6号 令和6年度養老町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第10、認定第7号 令和6年度養老町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第11、認定第8号 令和6年度養老町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第12、認定第9号 令和6年度養老町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第13、認定第15号 令和6年度養老町下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） それでは、日程第14、議案第48号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第22、議案第56号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組規則の変更に関する協議についての9議案を一括議題として上程いたします。

この議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 大橋みち子君。

○総務民生委員長（大橋みち子君） 総務民生委員会報告をさせていただきます。

去る9月9日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正4件、規約の変更等3件、合計7件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第48号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 後援会活動に関するビラも公費負担対象となるか、またポスターとビラの上限枚数はの問いに対して、選挙期間中に選挙管理委員会の許可を得て配布する選挙運動用のビラが対象となる。上限枚数は、町長選挙では5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚と定められているとの回答でした。

2. ビラは内容確認のために選挙管理委員会に届ける必要はあるのかの問いに対して、選挙管理委員会で内容を検閲することはないが、証紙を貼る必要があるので提出してい

ただ必要はあるとの回答でした。

3. 選挙管理委員会にてポスター作成費用の標準価格は定めているのかの問いに対して、選挙管理委員会にて標準価格は定めておらず、内容が適正であれば問題ないと考えているとの回答でした。

4. ポスター作成費用に写真撮影や編集などの経費は含まれるのかの問いに対して、印刷費のほかデザイン料や写真撮影費なども含まれるとの回答でした。

次に、議案第49号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第50号 養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 部分休業を取得することができない職員はどのような職員かとの問いに対して、年間勤務日数が120日以下の非常勤職員は取得できないとの回答でした。

2. 男性職員に育児休業取得率が低い原因についてどのように分析しているのかの問いに対して、取得するように促しているが、業務の繁忙期に重なるなどして取得できなかったケースがあると考えているとの回答でした。

なお、取得しやすいような環境整備をしっかりと進めていただきたいとの要望がありました。

次に、議案第51号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第54号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第55号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についてに関しましては、1. 市町村会館組合の解散後、各基金の扱いはどうなるのかの問いに対して、ふれあい会館入居基金の5億7,369万円は、ふれあい会館に市町村関係団体が入居するときに、当時県下85町村の負担軽減を図ることを目的として岐阜県町村会から指定寄附を受けたものであり、組合が解散し、寄附の目的が消滅したことにより、そのまま町村会へ返還される。特に町村に分配があるわけではない。財政調整積立金5,200万円は、令和7年度軽自動車税特別調査事務市町村負担金の納入割合に応じ、42市町村で分配されることとなっているが、その内容は今後通知されるとの回答でした。

次に、議案第56号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についてに関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました条例の一部改正4件、規約の変更等3件、計7件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務民生委員会の審査経過並びに結果報告とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 佐野伸也君。

○産業建設委員長（佐野伸也君） 産業建設委員会報告をさせていただきます。

去る9月9日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正2件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第52号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正理由はの問いに対し、地方自治法が一部改正されたことに伴い引用条項ずれが生じたため改正するものとの回答でした。

次に、議案第53号 養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 災害時にほかの市町村の指定管理者による工事を可能とする改正であるが、実際に被災した場合の受入れ体制の想定はの問いに対して、上水道においては、日本水道協会岐阜県支部及び岐阜県へ報告し、復旧工事や給水車等の支援を依頼する。県内のほかの自治体が被災し対応不可能な場合には、岐阜県支部から中部支部、本部への応援依頼がされ、全国的な応援体制がなされる。下水道においては、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部が設置され、岐阜県が本部長となり被害状況を調査し、復旧までの支援、応援することになっている。中部ブロックでの対応が不可能な場合は、全国的なほかのブロックに応援要請するよう派遣体制が確立されている。町としては、被災状況の把握、報告と応援、派遣場所や復旧工事の場所の指定などの役割を想定しているとの回答でした。

2. 災害、そのほか非常の場合においてのそのほか非常の場合の定義はの問いに対して、地下水汚染等が発生した場合が想定されるとの回答でした。

以上、審査に付託されました条例の一部改正2件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、産業建設委員会の審査経過及び結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、この審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより暫時休憩といたします。再開は10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（早崎百合子君） 休憩を解き、再開いたします。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第14、議案第48号 養老町議会議員及び養老町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に関する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第49号 養老町監査委員条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第50号 養老町職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第51号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第52号 養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第19、議案第53号 養老町上水道事業給水条例及び養老町下水道条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第20、議案第54号 岐阜県市町村会館組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第55号 岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第56号 岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議についての討

論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第23、議案第57号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第6号）から日程第25、議案第59号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の計3議案を一括議題といたします。

この3議案は、予算特別委員会に付託し審査されましたので、予算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 野村永一君。

○予算特別委員長（野村永一君） 予算特別委員会報告をいたします。

去る9月9日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました令和7年度一般会計及び特別会計等補正予算3件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第57号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第6号）に関しましては、

1. 障害児通所給付事業の財源内訳と対象者はの問いに対して、財源内訳は国2分の1、県と町が4分の1。当初1,507名を見込んでいたが、対象者の増加が見込まれることから250名分を補正計上したとの回答でした。

2. 子育て世帯支援事業について、ギフトカード配付の事業内容はの問いに対して、令和7年10月1日現在に本町に住所がある中学生以下の子供を対象とし、1人につき5,000円分、約2,200人分を見込んでいる。クレジットカードのようなカードで、お店やネットショッピング等のクレジット決済と同様な形で使用できるとの回答でした。

3. 10月2日以降の出生は対象外になってしまうので、例えば年度内の出生者を対象とするなどの議論はなかったのかの問いに対して、十分に加味して検討したが、国の交付金を活用した事業であることなども鑑み、10月1日現在という要件となったとの回答でした。

4. ようろうっ子サポートクーポンの利用状況はの問いに対して、8月末現在でファミリーサポートセンターでの利用が1件、病児施設で利用が2件、使用期限については延長するよう今後検討していきたいと考えているとの回答でした。

5. 地域こどもの生活支援強化事業の子ども食堂運営事業補助の内容と交付対象はの問いに対して、食材や保険の加入経費などを補助するもので、子ども食堂に対する企業等からの寄附を差し引いた経費に対し、国3分の2、町3分の1の補助とする。現在町内では2団体が運営されているが、これまで補助していなかった1団体に新たに補助を行うものとの回答でした。

6. 塵芥処理費のごみ分別アプリ対応登録文言翻訳委託料の詳細はの問いに対して、アプリは現在4か国語に対応しているが、新たに6か国語に対応するため委託するものとの回答でした。

7. 小学校再編準備検討事業に係る運営支援業務委託料として、令和8年度から9年度まで約1,400万円の債務負担行為が補正されているが、この金額の設定の考えは、また委託内容はの問いに対して、現状でのスケジュールにおいて概算で限度額として算定しており、この範囲内に執行していく。委託内容は、学校の跡地利用についての検討、再編準備委員会や専門部会の運用を支援、最終計画書の策定などとの回答でした。

なお、成果物がよいものになるよう、事務局も知識を深め、委託業者に指導等も行いながら進めていただきたいとの要望がありました。

8. 就業改善センターの空調設備更新の事業内容はの問いに対して、計画的に更新してきた中で、今回更新する2階和室は利用状況が低いことなどから更新に至っていなかったが、昨今の大規模災害が発生する懸念を鑑み、避難所として有効に機能するよう更新するもの。建設の経緯から、施設内の自治会館、公民館も含め、農林水産業費で管理しているとの回答でした。

9. 町単土地改良事業における樹木の伐採の事業内容はの問いに対して、養南土地改良合同事務所に雑木が想定外に繁茂しており、近隣住民からの要望も強かったため実施するもの。職員での対応も検討したが、雑木の伐採となり、安全面等を鑑みて作業が困難であったため業者委託するとの回答でした。

10. 国・県が管轄する以外の土地改良区に関する樹木の繁茂は手をつけられない箇所が多くある。町と地域と協議を重ねながら進めていただきたいが、見解はの問いに対して、土地改良区ごとに水路や輪中堤などを管理するエリアがあり、実情を精査しながら、どこが管理しなくてはいけないかを明確にしながら進めていきたいとの回答でした。

11. 空家等対策事業費について、現時点までの空き家、空き地登録実績は、そのうち売買契約が成立した件数はの問いに対して、令和6年度までに空き家23件、空き地13件の登録があり、そのうち売買契約が成立したのは6件、空き家バンク登録調査費は3件分であるが、既に令和7年度予算の3件の登録調査が実施された。現在2件の調査の相

談があるので補正計上したものとの回答でした。

12. 多芸公民館及び日吉公民館の空調改修は、全館が改修か、それとも部分的な改修かの問いに対して、部分的な修繕であり、多芸公民館は大会議室3台中1台、小会議室2台中1台を更新し、日吉公民館は大会議室3台全てと和室控室1台を更新する。避難所として指定されており、有効に機能するよう更新するものとの回答でした。

13. 採択となった教育費国庫補助金はどのような補助金か、また不採択になった要因はの問いに対して、学校施設環境改善交付金を申請していたが、4月、6月、9月の3回にわたり不採択となったため取り下げたもの。不採択の理由は明示されていないとの回答でした。

なお、なぜ不採択になったか要因を評価分析して今後につなげてほしいとの要望がありました。

次に、議案第58号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第59号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました令和7年度一般会計及び特別会計等補正予算、計3件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（早崎百合子君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから省略いたします。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第23、議案第57号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第58号 令和7年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(早崎百合子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(早崎百合子君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第59号 令和7年度養老町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(早崎百合子君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(早崎百合子君) 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長(早崎百合子君) 次に、日程第26及び日程第27、議案第60号及び議案第61号につきましては、逐条上程後、提案理由の説明を受け、質疑、討論を経て採決を行います。

それでは、日程第26、議案第60号 契約(高田中学校体育館空調設備設置工事)の締結についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長(川地憲元君) ただいま上程賜りました議案第60号 契約(高田中学校体育館空調設備設置工事)の締結についての説明をさせていただきます。

本工事は、高田中学校体育館に空調設備の設置を行うもので、養老町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、教育総務課長に補足説明をさせますので、十分な御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 尾前教育総務課長、演壇にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） それでは、私のほうから補足説明をさせていただきます。

高田中学校体育館に、体育活動や部活動等による生徒の熱中症予防を図るとともに、避難所機能を強化し、対災害性の向上を図る観点から空調設備を整備するものでございます。

その内容を御説明申し上げます。

1. 契約の目的、高田中学校体育館空調設備設置工事。
2. 契約の方法、事後審査型条件付き一般競争入札。
3. 契約金額、9,253万2,000円。
4. 契約の相手方、岐阜県養老郡養老町飯ノ木741番地2、近澤電気株式会社、代表取締役 近澤正勝。
5. 工期、本契約締結の日から令和8年3月25日。
6. 工事場所、養老町高田地内。
7. 工事概要、高田中学校体育館に空調設備を新設するため、機械設備工事、電気設備工事等を行うものです。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 何点かお聞きしたいことがあるんですけども、まず工期を見ると、来年の3月末ぐらいまでということですからかなり突貫工事になりそうな感じなんですけれども、これは十分間に合うのかという話と、冷暖房機だと思んですけど、つけばいいというものではなくて効果を発揮しないといけないんですけど、これは断熱をそもそも行うことを断念したわけです。体育館なので相当天井が高いんですよ。議場も相当天井が高くて、冬なんかを思い出してもらったら、今、夏の冷房は冷気が下に降りてくるんで今も涼しいなと思うんですけど、冬はなかなか暖房が効かなくて、後ろでストーブみたいなのをつけたりとか、逆に上の傍聴席なんかはすごく暑いという話をよくお聞きするんです。

サーキュレーターなんかで空気を回したりするわけですけども、この辺りの配慮、つけばいいというものじゃないよということで、効果があるようにつけられるのかとか、ちょっと仕様書を見られないので何とも分からないんですけど、この辺りの配慮の部分がどうなっているかという詳細なところをお聞きしたいのと、断熱をしていないと

ということで、冷暖房効率が多分相当低くなると思うんですけれども、1日当たりの回したときの電気代、温度設定にももちろんよると思うんですけれど、料金的なもの、試算をどのようにしているか、1日当たりが分からなければ1月当たりでもどういうふうでもいいんですけれど、その目安となる数値をお示しいただきたいと思います。ひとまずこちらをお答えいただきたいと思います。

○議長（早崎百合子君） 尾前教育総務課長、演壇にて答弁。

○教育委員会教育総務課長（尾前眞理君） ただいまの岩永議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず工期のお話でございますが、こちらは3月25日までということで、こちらのほうは、今後、学校行事等への影響もございますので、もちろん請負業者とも工程等を踏まえまして、その後学校ともスケジュール調整を行いたいとは考えております。こちらのほうは今のところ間に合うというふうに考えております。

また、2点目の効果についてでございますが、冬場ということで、こちらについては、今現在も大型のストーブみたいなものも併用しておりますので、また効きが悪いということであれば、そういったものも使用して効果のほうを図っていきたいというふうに考えております。

あと1日当たりのということでございますが、こちらのほうはちょっと1日当たりと1月当たりということでは数値のほうが出ておりませんので、申し訳ございません。こちらのほうはちょっと分かりかねます。申し訳ございません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 再質問です。

今の答弁をお聞きすると、1億円規模の事業で、効きが悪ければ大型のストーブで補強するって、とてもじゃないけど、今の段階でそんな話をされていて、大丈夫かよというふうに感じるわけですが、もう少し内容の精査が必要なんじゃないのかなと。もちろん避難所なので早急にやっていただく必要があるんですけど、先ほども最初に言ったんですけど、つければいいというものじゃないので、断熱もしていないので本当に効くのかどうかというのはすごく不安を感じる部分なんですよ。

やってみなきゃ分からないでは困るわけで、その辺り業者にやっぱり効果がどういふふうになるかというのを当然試算というか、想定、どうなるかという設置後の状況を出させる必要があると思うんですよね。この辺り、もし取っていないということであれば、ちょっと手抜きなんじゃないかと思うんですけど、この辺りもう少しきちんと説明いただきたいんですけど、効果がやっぱり分からないじゃあ困るんですよ。やっぱり電気代も幾らぐらいかかるか、ひたすら24時間ぶんぶんぶんぶん回して効かないエアコンつけて電気代がかかるというのも非常に困りますし、何せ財政がこんな状況ですので、ち

よっときちんとお答えいただきたいと思うんです。ないではちょっと困ります。お答えください。

○議長（早崎百合子君） 早崎教育長、演壇にて答弁。

○教育長（早崎京子君） 岩永議員の再質問についてお答えさせていただきます。

議員が言われるとおり、分からないではいけないと思うんですが、今のところこういうふうな形でやっていますが、体育館ですずっと冷房をつけるというふうには考えていなくて、運動するときやとても暑いときに使いたいと思っていますし、今のところ体育館ですごく暑くなっているのは、7月、9月が一番暑いかなどと思っていますので、1年間使うわけではないですので、使う期間を考えながら料金も考えていきたいというふうに思っていますし、それをこれから、言われるように業者ともしっかり相談していかないといけないと思いますので、今後しっかり業者とも相談をしていきたいと思っています。すみません、今の時点での答えはこうさせていただきます。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 6番 岩永義仁君。

○6番（岩永義仁君） 今回の答弁でもちょっと不安しか感じられないんですけども、まず第1条件に、暑ければがんがん使っていただかないといけないので、子供たちの熱中症予防は非常に大事なもので、そういう意味では電気代を気にして抑制されてはいけないというのは間違いないし、寒ければ暖房をしっかりとつけていただきたいから、先ほどから言っているように、効果、約1億円規模の事業をやって効果がなかったよともしなつたときに誰が責任を取るんだよと、養老町役場の中で責任をたらい回しにして、結局誰も責任を取らないパターンっていつも多いんですけど、事業をやるからにはしっかり責任者を置いて、目的を達成できなきゃ駄目なので、もちろんこれはこれから業者と話し合って進めていくことだと思うので、やっぱりその辺をしっかりとこちらも精査した上で、業者にどうなるんやというふうに詰められるようにしっかりと準備を整えていただきたい、このことを指摘して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（早崎百合子君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第27、議案第61号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 川地憲元君。

○町長（川地憲元君） 失礼いたします。

先ほど今定例会に提出しました補正予算の議案を通していただいたばかりで大変心苦しいですけれども、補正予算ということで、内容等を十分加味していただいて御理解をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

ただいま上程を賜りました議案第61号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第7号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ45万3,000円を追加し、予算総額を131億5,541万6,000円とするものでございます。

補正する主な内容は、子育て世帯の支援事業及び繰越明許費の追加についてでございます。

それでは初めに、歳出から御説明をさせていただきます。

恐れ入ります。9ページ、10ページを御覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、1目児童福祉総務費の子ども・子育て支援事業の子育て世帯支援事業では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、中学生以下の子供を養育する保護者等に対しまして、子供1人につき5,000円分のギフトカードを配付する事業におきまして、支給対象を令和7年10月1日時点に住民登録がある中学生以下の子供としておりましたが、10月2日以降、今年度転入及び出生する子供につきましても配付するよう拡充するため、45万3,000円を計上しております。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お戻りいただき、7ページ、8ページを御覧ください。

款19繰越金、項1繰越金、1目繰越金では、財源が不足する額45万3,000円を増額しております。

最後に、繰越明許費の追加についての説明でございます。

恐れ入ります。戻っていただきまして、4ページを御覧ください。

第2表 繰越明許費補正を御覧ください。

款10教育費、項5保健体育費、社会体育施設維持管理費では、東部町民体育館空調設備工事設置につきまして、年度内事業を完了する予定で8月に入札を執行いたしました

が、その結果落札に至りませんでした。改めて事務手続を要する日数を加え、工期等も考慮しますと、年度内に事業を完了することが非常に厳しいという判断をしたことから、このたび繰越明許費を設定するものでございます。

なお、本事業に係る繰越額は、関係分といたしまして8,880万6,000円でございます。

以上で、議案第61号 令和7年度養老町一般会計補正予算（第7号）の提案説明とさせていただきます。十分御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（早崎百合子君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず反対討論を許可します。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早崎百合子君） 11番 水谷久美子君。

○11番（水谷久美子君） 令和6年度一般会計歳入歳出決算認定の総括質疑で、補正の回数を指摘いたしました。これは、編集、全国町村議会議長会、学陽書房発行の議員必携、これですが、私たちはこの必携を何度も読みこなし、議会活動に生かしています。この補正予算の中で、予算の補正をめぐって留意すべき事項を上げると、まず補正の回数であるとの指摘の中で、純粋な外的要因から発言したものです。

ただいま上程された子ども・子育て支援事業は、一般財源で45万3,000円の充当は、議会初日の令和7年度一般会計補正予算（第6号）の対象児を拡充された補正です。質疑の中で充当の検討を求めた私として、最終日に拡充が実り、予算が追加されたことは、議員活動の励みになりますし、町長が一人一人の議員の質疑や質問に日々リスペクトしておられるあかしであると改めて思っております。

妊婦さんには出産まで心身ともに大変な日もあると思いますが、母子とも健康で出産されることを願うとともに、5,000円のギフトカードを適切にお使いいただきたいです。

以上を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（早崎百合子君） 反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） 次に、日程第28、発議第4号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました意見書を事務局が朗読いたします。

○議会事務局書記（國枝利法君） それでは、私のほうから、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の朗読をさせていただきます。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、人権国家を標ぼうする我が国にとってはもちろん、住民がえん罪被害者となりうる地方自治体にとっても、えん罪の防止やえん罪被害の救済は重要な課題といえる。

えん罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第四編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くのえん罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが、えん罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、えん罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や検察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、えん罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されている。そして、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

今般の情勢として、いわゆる「袴田事件」で再審無罪判決が確定し、さらに「福井女

子中学生殺害事件」で再審無罪判決が言い渡された事実があり、これらは現行法が有する欠陥の是正が急務であることを如実に示すものである。

よって、国においては、えん罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月19日、岐阜県養老町議会議長 早崎百合子。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、内閣官房長官。

以上で意見書の朗読を終わります。

○議長（早崎百合子君） この意見書は、議員全員からの発議ですので、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、採決を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認め、ただいまのとおり採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（早崎百合子君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（早崎百合子君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了いたしました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

この第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第3回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定しました。

○議長（早崎百合子君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（早崎百合子君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定いたしました。

○議長（早崎百合子君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和7年第3回養老町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでございました。

（閉会時間 午前11時30分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年9月19日

議 長 早 崎 百 合 子

議 員 佐 野 伸 也

議 員 大 橋 み ち 子